

沼津市新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るイベント等実施ガイドライン

沼津市では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和2年7月22日以降の市や民間主催の会議、講演会、屋外イベント等について、以下の基本的な考え方に基づいて一定の条件のもと実施するものとし、本ガイドラインを作成しました。実施団体は本ガイドライン及びチェックリストを参考に実施の可否を含め検討してください。また、実施にあたっては、参加者にも周知するよう徹底してください。

本ガイドラインは、国、県が示した指針、ガイドラインを踏まえ、本市において想定される、市民活動やイベント、行事等の実施に際し、主催者や参加者がそれぞれに最大限の対策を講じ、できる限り人の集まる空間にウイルスが持ち込まれることを排除し、人の集まる空間における感染症拡大のリスクを最小限にすることを目的としています。

1 適用期間 令和2年7月22日から適用

※県内での新型コロナウイルス感染の拡がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとします。

2 対象 市主催(共催も含む)及び民間主催の会議、講演会、屋内外イベント等

3 開催可否の判断の目安

移行期間における都道府県の対応について「令和2年5月25日事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長」に準拠し、それぞれ段階的に緩和し、以下の基準を開催の可否判断の目安としています。(令和2年7月23日事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知を踏まえ改正)

7月10日～ 当面8月末まで	屋内イベント	5,000人以下、又は収容定員の半分程度以内の参加人数
	屋外イベント	5,000人以下、又は人と人との距離を十分に確保する。(2m以上)
9月1日以降 (予定)	屋内イベント	収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
	屋外イベント	人と人との距離を十分に確保する。(2m以上)

※市外からも集客するような大規模なイベント等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する等、慎重に対応する。

《基本的な考え方》

- 1 基本的感染対策の徹底(健康状態の確認、マスクの着用、手洗いの徹底)
- 2 「3つの密(密集、密接、密閉)」の状況を作らない。避ける。
- 3 管理上必要な事項への協力を前提にイベントを実施する。参加する。
(利用時間の短縮・大声を出さない・各自の体調管理・名簿の作成等)

4 イベント参加者をお願いすること

(1) 各自における健康チェック ※次項に該当する方はイベントへの来場・参加を控える

- ・発熱の症状がある方
- ・息苦しさや倦怠感、味覚・臭覚異常、咳、咽頭痛などの症状がある方
- ・過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした方
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある方

(2)参加に際してのお願い

- ・参加者全員、会場内ではマスクを着用すること
- ・こまめに手洗い、手指の消毒を行うこと
- ・特に、多接触部位に接触した場合は、各自、手指の消毒を行うこと
- ・人との間隔を最低1m、できるだけ2m空けた状態を保つこと
- ・参加者どうしの身体接触や近距離での発声、会話、大声を控えること

(3) イベント等での感染者発生時に備えた協力要請

- ・主催者が求める場合は、参加者名簿に氏名、連絡先を記入し、感染者が出た場合、関係機関への情報提供に協力すること

5 主催者が実施すること

(1)開催にあたっての留意事項

- ・座席数を減らすなど、人と人との距離を確保する
- ・入口、受付窓口に手指消毒剤の設置
- ・屋内、会場型のイベントでは、非接触型の体温計を準備するなどし、できる限り参加者の検温を実施
- ・呼吸が激しくなるイベントは控え、マスクを着用したまま行うことのできる負荷の少ない事業内容に留めること
- ・屋内においては、常時出入口の扉を開放し、換気設備を作動させて換気を行うこと
- ・できる限り、屋内、会場型のイベントにおいては、感染者が出た場合に備えて参加者名簿を作成し、概ね1か月間は確実に保管すること
- ・屋内、屋外の別により、会場のレイアウト、間隔を検討する
- ・できる限り、イベントは短く、概ね2時間以内とすること
- ・屋内、会場型イベントでは、人と人が対面する状況では、ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・参加者が距離をおいて並ぶよう、足形などの目印を表示する
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への取り組みを表示する
- ・スタッフはマスクを着用。チケットや金銭などの授受がある場合は手袋を着用する
- ・物産品販売、飲食については最低限とするが、原則、テイクアウトとし、滞留した状況を作らないように配慮する。また、販売・飲食スペースについては、3密の状況を作らないようにする

6 イベント等実施ガイドラインのチェックリストについて

別添のとおりイベント等実施ガイドラインのチェックリストを作成したので、主催者において、感染防止対策のチェックや会場内への掲示などに活用してください。

7 参考資料

「移行期間における都道府県の対応について(令和2年5月25日事務連絡)」

(https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)

「8月1日以降における催物の開催制限等について(令和2年7月23日事務連絡)」

(https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf)

「静岡県イベント感染における感染防止方針」

「静岡県イベント開催におけるチェックリスト(主催者用)」

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-210/covid19guideline.html>)

「業種別ガイドライン」

(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>)